綾瀬市少年野球学童大会規則

綾瀬市少年野球連盟（学童部）

連盟の大会運営及び競技は、全日本軟式野球連盟公認規則と競技者必携に準じ、当連盟の決定事項をもって大会規則とする。又、県学童部の大会規則に準ずる。

１項　参加資格

（１）規約第５条の正会員と規約第６条の加盟を満たしたチームをする。

（２）各大会毎に参加登録制とする。

チーム登録は、代表者１名、監督１名（背番号３０）、コーチ２名（背番号２９と２８）、スコアラー１名、マネージャー１名、選手は１０名以上２０名以内（背番号０から９９）とし、主将は背番号１０とする。

（３）ユニフォームの統一登録チームは、帽子、ユニフォーム、ストッキングの同一品を着用とする。但し、代表者、スコアラー、マネージャーはスポーツにふさわしい服装でも可。

（４）教育大会は４年生以下を原則とする。

２項　主将会議

（１）会議には、主将はユニフォームとスニーカー着用で出席する事。

（２）会議には、監督又は責任者が同席する事。

（３）会議には、選手登録表２部と大会参加費を持参する事。

（４）大会組み合わせの抽選を行う。(予備抽選で１番くじを引いたチームは選手宣誓を行う)

（５）主将は、会議で決まったことをチーム全員に報告し徹底すること。

３項　試合規則

（１）試合及び勝敗

①全ての試合は、６回戦又は時間９０分とし、８５分を経過したら新しいイニングに入らない。

・１日の投球数は、７０球以内とする。

但し、試合中、規定投球数に達した場合、その打者が打撃完了するまで投球できる。（投球数の管理は、大会本部が行う）

②最終回同点の場合は、延長戦は行わず、タイブレーク方式で勝敗を決める。無死１，２塁で１回のみ実施。（なおも同点時は抽選にて決める）

③得点差によるコールドゲームは３回以降１０点差、５回以降７点差とする。（但し、決勝戦には適用しない）

④上記以外で試合続行不能の場合は、５回経過を以って成立とし、均等回の得点差とする。

⑤正規球場以外の球場はローカルルールを適用する。

（２）タイブレーク方式

①タイブレーク方式は１試合１回とする。

②走者は前回の最終打者から順次前打者で無死１，２塁にし、継続打者から攻撃とする。

③勝敗は決しない場合は、各チーム９選手の抽選(○は勝、×は負のくじ各９枚)で決める。

（３）リーグ戦

リーグ戦はリーグ大会規則に依る。

（４）教育試合

教育リーグ戦及び教育トーナメントは、教育大会規則に依る。

４項　次試合の集合

次の試合チームは、試合開始時間３０分前に球場に集合し、メンバー表３枚用意して待機する。

５項　試合の不戦負

試合開始時間になっても試合のできる状態をとれないチームは、原則として不戦負とする。

６項　試合の攻守

試合は審判立会いのもとで、両チームの主将がジャンケンで決める。

７項　投手練習

次試合の投手練習は、４回終了又は６０分経過後、本部審判員の指示で球場内（ファウル区域）での練習を認める。この場合でも、捕手は捕手用具を着用すること。

８項　試合ベンチ

（１）ベンチは組み合わせ番号の若いチームを１塁側とする。

（２）ベンチに入れるのは登録者のみ、変則球場のベンチは審判部指示による。

（３）監督、コーチ、選手は、１項の(２)登録背番号、(３)ユニフォームの統一厳守すること。違反状態での出場は認めない。

（４）監督不在による代理監督は、試合前に審判部へ届け、相手チームの了解を必要とする。

（５）メガホンは、監督に限り使用を認める。

９項　試合開始終了の挨拶

（１）両チームの選手全員が本塁ベースを挟んで、主将の握手に続いて挨拶を交わす。

（２）ベンチに居る人達もベンチ前に整列し併せて挨拶する。

(注)◆打席に入るときと、投手が審判からボールを受け取るとき、脱帽し礼はしなくてよい。

◆試合終了後の挨拶は、相手ベンチ及び本部席にはしなくてもよい。

１０項　運営要員

試合当該チームは、試合運営要員として１名出し、スコアーとボール渡しをする。

１１項　選手交代

選手の交代は、監督が審判に告げる。

１２項　アピール(抗議)

アピールができるのは、監督と当該選手のみとする。

１３項　ルール附則

（１）捕手は、投手が投球練習の時もキャッチャーマスクを着用すること。

（２）打者、走者、ベースコーチはヘルメットを着用すること。

（３）投手は、ボールデット後すみやかに足をプレートにセットし、審判のコールを待つこと。

（４）打者は、バッターボックス内でサインは見ること。

（５）次打者は、ネクスト・バッタースボックスで低い姿勢で待つこと。

（６）ファウル・ボールの処理は攻守に関係なく、１塁側は１塁ベンチ、３塁側は３塁ベンチ、バックネット周辺は攻撃チームが処理する。

（７）競技区画、(　)内は教育区画。

◆投手板と本塁間距離＝１６ｍ　　（１４ｍ）

◆塁間距離　　＝２３ｍ　　（２１ｍ）

◆塁対角距離　　＝約３２．５ｍ　　(約２９．６ｍ)

（８）　投手の投球制限については、投手は１日７イニングまでとする。（但し、延長戦に限り継続２イニングまで認める）

尚、４年生以下にあっては、１日５イニングまでとする。

投球イニングに端数が生じたときの取り扱いは３分の１回（アウト一つ）未満であっても１イニング投球したものとして数える。

１４項　球場内での禁止事項

（１）トスバッティング、フリーバッティング、素振りを禁止する。

（２）選手に対し、野次及び罵声と体罰をしてはならない。

（３）球場の指定場所以外では、すべて禁煙とする。

１５項　連盟通達事項

（１）試合終了後、各チームはグラウンドの整理整頓と「ごみ」「缶類」の持ち帰

りをよろしくお願いします。

（２）禁煙は指定場所で、くれぐれも吸い殻の「ポイ捨て」は絶対にしないでください。

（３）球場の駐車場は狭いので、来場は極力相乗りでお願いします。

（４）大会期間中の「ごみ」は、最終試合の勝者チームが持ち帰ることとする。

１６項　規則改訂

＜試合に関する改訂＞

①試合時間において１時間２５分経過したら新しいイニングに入らない。

②決勝戦も時間制を適用する。但し、コールドは適用しない。

③ベンチ入りにマネージャーも加えること。

④試合には木製バットを用意すること。

＜ボールに関する改訂＞

①公式ボールは、全日本軟式野球連盟公認ボールとする。（県学童部に準ずる）

②低学年公式ボールは、全日本軟式野球連盟公認ボールとする。（県学童部に準ずる）

＜投手に関する改訂＞

①ピッチャーの投球動作においては、全日本軟式野球連盟発行の競技者必携に準ずる。

②投球制限は、１日７０球とする。但し、試合中に規定投球数に達した場合でも、その打者が打撃完了するまで投球ができる。

＜打者に関する改訂＞

①打者の手袋着用を認める。

＜ベースに関する改訂＞

①ホームベースは大人用のベース使用可。

<附則>

本規則は、平成１７年３月に改訂実施する。

本規則は、平成１８年３月に改訂実施する。

本規則は、平成２１年３月に改訂実施する。

本規則は、平成２７年３月に改訂実施する。

本規定は、平成３１年３月３１日に改訂実施する。

本規定は、令和５年４月１日に改定実施する。

リーグ戦大会規定

綾瀬市少年野球連盟（学童部）

１項　リーグ戦名称

綾瀬市少年野球連盟リーグ戦とする。

２項　実行委員会

（１）実行委員会は理事会と構成する。

（２）実行委員会は毎週第四土曜日（１９時）に開催する。

（３）実行委員会にて翌月の試合日程を決める。

（４）理事は、翌月の提供グランドと自チームの日程及び学校行事を把握し出席すること。

３項　会費

連盟理事会にて決定した会費とする。

４項　試合会場の整備

（１）グランドの準備は、第一試合のチームが試合開始３０分前から行う。

（２）ラインカー、ネット、ベース等試合に必要な用具は、グランド提供チームに原則としてお願いする。

（３）石灰は、綾瀬市少年野球連盟リーグから支給する。（但し、領収書による清算とする）

（４）試合終了後の会場整備は、最終試合チームが実施する。

（５）試合終了後各チームの「ゴミ、タバコの吸い殻、弁当の殻等」は必ず持ち帰ること。

（６）試合会場の整備等に破損等を生じさせた場合は、グランド提供チームに報告すること。

５項　雨天の場合

（１）雨天等で試合が出来るか否かの判断は、その球場で試合をする当該全チーム理事で決める。

（２）雨天等で試合中止になった場合、その場で常任理事に報告する。

（３）雨天等で試合中止の場合、当該試合は次回実行委員会で調整し決める。

６項　審判

（１）審判は試合をする当該チーム同士で行う。

（２）審判は当該チームより２名の４審で行う。

７項　競技

（１）ルールは綾瀬市少年野球連盟大会規則を適用する。

（２）集合は、試合開始３０分前迄に集合する。

（３）ベンチは、一塁側を後攻チーム、三塁側を先行チームとする。

（４）シートノックは５分とする、但し、時間の都合で行わない場合もある。
（５）試合は、６回戦又は時間９０分とし、８５分を経過したら新しいイニングに入らない。
（６）試合途中降雨による中止決定は、審判員と当該チーム監督の６名で協議判断する。但し、５イニング終了していれば、試合は成立とする。
（７）得点差によるコールドゲームは３回以降１０点差、５回以降７点差とする。
（８）最終回終了で同点の場合は、８５分以内の場合は、タイブレーク方式で行うことができる。（１回のみ）
（９）試合の結果は、勝チームが常任理事担当者へ当日中に報告すること。
但し、引き分けの場合は一塁側のチームが報告すること。
（１０）試合終了同点の場合は引き分けとする。
（１１）試合の結果は、勝ちチームが常任理事担当者へ当日中に報告すること。
但し、引き分けの場合は一塁側のチームが報告すること。
（１２）試合ボールは、全日本軟式野球連盟公認ボールとする。

８項　　結果順位

（１）順位は、勝率によって決定する。
（２）同率首位の場合、直接対戦で勝利したチームが上位とする。以下の順位も直接対戦で勝利したチームが上位に上がる。
（３）同率首位且つ引分けの場合は、得失点差で上位を決める。

９項　　表彰規定

（１）表彰は優勝、準優勝、３位チームまでとする。
（２）優勝は、賞状と優勝旗、優勝カップ、トロフィー又は盾を贈る。
（３）準優勝はと３位には賞状とトロフィー又は盾を贈る。
（４）優勝旗と優勝カップは持ち回り制とし、返還時にレプリカを贈る。
（５）優勝チームは、綾瀬市代表として鎌倉・綾瀬親善交流大会に出場する。

１０項　其の他

リーグ戦に関する改訂等は、実行委員会で協議する。

<附則>

本規定は、昭和６３年３月２０日より施行する。
本規定は、平成６年４月２３日に改定施行する。
本規定は、平成１７年４月１日に改定施行する。
本規定は、平成３１年４月１日に改定施行する。
本規定は、令和５年４月１日に改定施行する。

教育リーグ戦大会規定

綾瀬市少年野球連盟（学童部）

１項　リーグ戦名称

綾瀬市少年野球連盟教育リーグ戦とする。

２項　目的

本リーグ戦は、野球のルールを覚えることと、野球を楽しむことを目的とする。

３項　参加資格

（１）小学１年生から小学４年生までを原則とする。

（２）４年生以下の選手が不足する場合は、５年生の主力以外の選手を２名まで出場させることができる（男女問わず)。その場合、メンバー表に〇を付けること。

（３）先発メンバーは４年生以下を基本とし、４年生以下が不足する場合は５年生が先発メンバーに入ることができる。
また、試合途中で４年生以下が怪我、病気等の止むを得ない状況になった場合に限り５年生に交代することができる。

（４）５年生の守備は外野とし、打順は最下位（９番、８番）とする。
但し、途中交代時は最下位以外の打順でもよい。

４項　競技

（１）バッテリーは、４年生以下とする。
投球数制限は、１日６０球とする。但し、規定投球数に達した場合、その打者が打撃完了まで投球できる。

（２）試合は、５回戦又は時間９０分とし、８５分を経過したら新しいイニングに入らない。

（３）攻守交替は、３アウト又は５得点とする。

（４）同点の場合は、引き分けとする。

（５）雨天時で試合続行不能になった場合、４イニング終了していれば成立とする。

（６）試合ボールは、連盟公認ボールとする。(県学童部に準ずる)

（７）得点差によるコールドゲーム制は適用しない。

（８）勝負にかかわらず、裏の回まで試合をする。

５項　競技区画

（１）投手板と本塁間は、１４ｍ。

（２）塁間は、２１ｍ。

（３）塁間対角は、２９．６ｍ。

６項　　競技特別ルール

（１）ボーク・インフィールドフライは、適用しない。

（２）ホームベースは、大人用を使用する。

７項　　審判

審判は、対戦チームが務める。

８項　　順位

（１）順位は、勝率で決める。

同率首位の場合、得失点差決定。得失点差も同じ場合、直接対戦で勝利したチームが上位に上がる。

９項　　表彰規定

表彰は、優勝、準優勝、３位とし、賞状と盾又はトロフィーを贈る。

１０項　実行委員会

本リーグ戦に関する事項を審議決定する。

（１）構成は、理事会とする。

（２）開催及び組み合わせは、毎月第４土曜日の連盟リーグ戦と同時に行う。

１１項　其の他

上記を原則とするが、細則については年度初めの理事会にて検討し決定する。

<附則>

本規定は、平成２０年３月に改定施行する。

本規定は、平成２６年６月に改定施行する。

本規定は、平成３１年４月に改定施行する。

本規定は、令和５年４月１日に改定施行する。

低学年トーナメント大会規定

綾瀬市少年野球連盟（学童部）

１項　名称

綾瀬市少年野球連盟低学年トーナメント戦とする。

２項　目的

鎌倉市との親善交流試合出場チーム選抜。

３項　参加資格

資格対象は、小学１年生から４年生（男女）までとする。

４項　競技

（１）試合は、５回戦又は時間９０分とし、８５分を経過したら新しいイニングに入らない。

（２）攻守交替は、３アウト又は５得点とする。

（３）３イニング以降、得点差によるコールドゲーム制を適用する。

（４）最終回終了、同点の場合は特別ルールで勝敗を決する。

（５）特別ルールは、１アウト満塁で打順は前イニングの続きとし、１イニング行う。決着がつかない場合は、抽選とする。

（６）試合ボールは、連盟公認ボールとする。（県学童部に準ずる）

５項　競技区画

（１）投手板と本塁間は、１４ｍ。

（２）塁間は、２１ｍ。

（３）塁間対角は、２９．６ｍ。

６項　競技特別ルール

（１）ボーク・インフィールドフライは、適用しない。

（２）ホームベースは、大人用を使用する。

７項　審判

審判は、公式審判員が務める。

８項　出場チーム

準決勝に勝ち残った２チームは、綾瀬市代表として鎌倉・綾瀬親善大会に出場する。

９項　トーナメントの決定機関

トーナメント大会に関することは、理事会の審議決定とする。

<附則>

本規定は、平成１８年３月に改定施行する。

本規定は、平成２０年３月に改定施行する。

本規定は、平成３１年３月に改定施行する。